

大川市議会第3回定例会会議録

平成23年6月17日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	内藤栄治	10番	箴島かおる
2番	吉川一寿	11番	岡秀昭
3番	古賀龍彦	12番	石橋正毫
4番	池末秀夫	13番	井口嘉生
5番	水落常志	14番	永島守
6番	石橋忠敏	15番	福永寛
7番	今村幸稔	16番	古賀光子
8番	中村博満	17番	川野栄美子
9番	平木一朗		

欠席議員

なし

2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治									
副市	長	福島裕幸									
教	育	長	石橋良知								
会	計	管	理	者	長	宇木博子					
(兼)	会	計	課	長							
消	防	長	今村辰雄								
(兼)	総	務	課	長							
経	営	政	策	課	長	木下修二					
総	務	課	長	今泉貞則							
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長

企 画 調 整 課 長	本 村 和 也
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	添 島 清 美
上 下 水 道 課 長	武 下 知 寛
学 校 教 育 課 長	武 下 博 子
監 査 事 務 局 長	石 橋 新 一 郎

3 . 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	古 賀 文 隆
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	堀 修
議 会 事 務 局 書 記	古 賀 章 子

4 . 付議事件

- 1 . 委 員 長 報 告
- 1 . 質 疑 、 討 論 、 採 決
- 1 . 閉会中の議会運営委員会への調査付託の件
- 1 . 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 1 . 閉 会 の 宣 告

午前 9 時 30 分 開議

議長（中村博満君）

皆様おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、去る 6 月 15 日、東京都日比谷公会堂において開催されました第 87 回全国市議会議長会定期総会に出席をいたしましたので、その概要を御報告申し上げます。

本総会に提出されました議案は、会長提出議案 6 件と、各部会からの提出議案 24 件でございました。

その主なものは、本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震はマグニチュード9.0と我が国の観測史上例を見ない規模の大地震であり、東日本各地に甚大な被害をもたらし、自治体レベルで対応できる災害規模をはるかに超えた未曾有の大災害である現状を踏まえ、地域住民の救援と地域社会の復旧・復興のための支援などを強く要請する東日本大震災に関する決議を初め、地方議会が住民の付託にこたえ、その機能を十分に発揮していくためには、各議会が地域の実情に応じ、みずからの判断により権能を行使できる議会の構築が不可欠であるため、早急に改善すべき事項について法改正を行うことを求める地方議会の権能強化に関する決議、また九州地域全体の産業・経済の発展と生活文化の向上を図り、国土形成を促進するために不可欠な九州における高速交通網の整備充実を求める要望、さらには、少子・高齢化社会を迎え、地域住民の安全で安心な生活が保障されるためには、地域における医療環境の整備・充実が重要な課題であるため、今後、自治体病院が地域住民へ安全で良質な医療を提供できるよう、抜本的な医師確保対策を講じることを求める要望などでありました。

議長会といたしましては、いずれも全国の地方自治体に共通している重要な案件であることから、満場一致をもってこれらを採択し、関係機関に対し、強力な実行運動を展開していくことに決定したところであります。

また、本総会において、正副議長4年以上の議員に対する表彰が行われたところであります。本市議会からは、井口嘉生議員が表彰の栄に浴しましたので、この際御報告申し上げます。

ここで、表彰状伝達並びに市長からの感謝状贈呈のため、暫時休憩をいたします。

午前9時33分 休憩

午前9時36分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

それでは、総務委員会に付託しておりました議案第26号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定について外2件を一括議題といたします。

これから、総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、石橋正毫君。

総務委員長（石橋正毫君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました

議案第26号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定について外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第26号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は3月11日に発生しました東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、被災者等の負担の軽減を図るための措置を講ずる等の必要により、地方税法の一部が改正されたため、本市におきましても個人市民税の雑損控除及び住宅借入金等特別税額控除に関し、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第28号 平成23年度大川市一般会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ80,460千円を追加するものであり、この財源として、歳出に見合う県支出金及び繰越金をもって充当し、予算総額を13,120,460千円とするものです。

各款における補正の主な内容について、御報告申し上げます。

まず、3款・民生費には、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障害者世帯など日常の見守りや災害時の支援を必要とする要援護者等に関する情報の電算化やマップ作成等に伴うシステム導入に要する経費5,000千円、木室小学校区学童保育所の改築工事費5,000千円が計上されております。

5款・労働費には、生活防衛のための国の緊急対策として、緊急雇用創出事業費6,619千円が計上されております。

6款・農林水産業費には、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金53,841千円が計上されております。

7款・商工費には、地域経済の活性化を図るためのプレミアム商品券発行事業補助金10,000千円が計上されております。

委員会では、まず、木室小学校区学童保育所の入所者及び改築工事の内容についてただしたところ、本年度の申込者51名のうち、施設の面積不足により、入所者は41名となっており、現在、学童保育所として利用している教室前のテーブルなどの置かれている廊下部分を学童保育所として一体的に利用できるよう改修するものである旨の答弁がなされました。

次に、緊急雇用対策事業費の内容についてただしたところ、福岡県の基金を活用し、大川

市保有の写真の整理事業、事務補助、生ごみ資源化の3事業に関し延べ9人を雇用する旨の答弁がなされました。

さらに、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金の内容についてただしたところ、県の補助事業であり、収益性の高い活力ある園芸産地を育成するため、地域が重点的に振興する作物を対象に、農協・営農集団・認定農業者等が事業主体となり補助を行うもので、申請者は、大川第八いちご生産組合（いちご生産農家8戸）、JA福岡大城（アスパラガス生産農家6戸、青ねぎ農家1戸）である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第31号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、議員提案により、議員報酬を約3割引き下げるものであります。

委員会では、現在の議員報酬が適正かどうか議員みずから判断すべきであるとの意見や昨年4月に削減したばかりであるのでどうか、議員専業の場合はこの報酬額で議員活動や生活ができるのかなどの意見が開陳されました。

委員会では、採決の結果、本案は否決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

以上です。

議長（中村博満君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから、総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。（発言する者あり）

ほかございませんか。

ただいま質疑の通告がありましたので、これを許します。

14番（永島 守君）

今議題となっております議案第31号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ただいまの総務委員長報告に対しまして、補足説明の意味を含め、こうして質疑を求めるものでございます。

本来であれば、討論を希望いたすところではありますが、今回は提案者でございますので、

総務委員長報告の補足的質疑とさせていただきます。

ただいま石橋総務委員長が、委員会に付託された案件について審査の経過、また、その結果についての報告がなされたわけでありませけれども、委員長、議案第31号この件につきまして、委員会の審査の主な論点につきまして、そのような程度の報告で果たしてよろしいのでしょうか。総務委員会における審査の論点は、主にといいますか、そのほとんどが委員からの発言がありました件、ほとんどの議員が発言をしたわけでございますけれども、その中に大川市特別職報酬等審議会への諮問をすると、そのような意見を集約されたこの報告ではなからうかと私は理解をいたしますけれども、委員長がこのように故意に審査における論点をすりかえる、まことに情けないことでありまして、誤った報告の結果は、決して市民が求める結果を出さないわけでありませ。どうぞ委員長、本当の報告をしていただきたい。この審査による論点、主にどういう意見が多かったのか、この場をかりてぜひお伺いをいたしたいと思ひます。

総務委員長（石橋正毫君）

お答えいたします。

私は、この委員長報告といたしまして、議案第31号に対する審査の経過を報告する義務があるわけでありまして、いろいろ意見は出されましたけれども、議案第31号の提案の趣旨というのは議員報酬を約30%削減するということで御提案でございますので、それについての御意見を伺ったということでございます。

14番（永島 守君）

委員長、私はそういうことを当然として、議案第31号に対してこれは審査をしていただくことは、これは要するに結構なことでございますけれども、その論点について私は申し上げているわけございまして、ほとんどの委員がこのような諮問機関に対して第三者委員会にこれを諮問するというような、そういう意見に、ほとんどがそういう意見ではなかつたらうかと、私はそのように思っておりますけれども、今の委員長の答弁は、それを否定するかのような答弁でございます。これは、当然執行部も同席の上で、これは事務局において録音等も残っているかと思ひますけれども、これはどうですか。そういう虚偽の報告をしていただくということは、これは開かれた議会にはつながらない、私はそのように思ひます。一部の委員の誤った発言と、その誘導によって大川市特別職報酬等審議会で諮問をする、そのことを意見集約されての報告ではなからうかと。その報告であるということはあきらかでありませ。

す。この提案そのものが、まことに迷惑であるかのごとく扱われ、この議案審査にかかわった多くの委員が大川市特別職報酬等審議会への諮問を執拗に主張されたことは、まことに残念至極であります。

大川市のこの例規集、条例にもはっきりと明記されております。これは、この議員の報酬等の審議会、これは大川の行政執行責任者である市長が委員を任命し、そして諮問を行い、そして市長に対して答申をいただくというようなことになっているわけでございますので、議会在が諮問をする機関など存在しないわけでありまして。議会在が、また議会在の議長が諮問をするのできるのは議会在運営委員会ただ一つでございます。そのような、私は当時の発言内容を記録いたしております。その中に、この委員長もこれだけ大事な、全国で叫ばれるこのような案件について、委員長報告の報告は何行ですか。私は委員長、本当の報告をしていただかないことには納得がいけないわけでありまして。

委員長は、大川市特別職報酬等審議会について、果たしてどのようなこの形態をなすか。その諮問機関であるのか御存じであったのか。また既に御存じであったとしたならば、なぜ審査途中において誤った議会在議員としての、静止するなり、指導するなり、議会在議員としての権能をもって慎重審議を促すか、諮問機関についての説明指導等をなされなかったのか、私は疑問に思うところであります。

一部の委員の誤った知識に基づく発言は、今後、議会在が課せられる諸問題解決に大きな不安と不審を残すような気がしてならないわけでありまして。

このたびの総務委員会に付託されました3議題のうち、この第31号議案の委員会による審査は既に結論ありきの審査と思われてならないわけでありまして。このような委員会の審査がなされることは、行政のチェック機関としてのその機能を失墜することであり、また、委員会における採決打ち合わせの中に、委員長、審議経過を傍聴していた1名の傍聴者さえ排除しようと提案したじゃありませんか。まことにこのような行為、言動は言語道断であります。

また、審査における主な論点をすりかえる行為も、これまた開かれた政治とは到底言えず、市民のための議会在はほど遠いものとなるわけでありまして。密室による既に答えありき、結論ありきの事前審査と思われてならないわけでありまして。

大川市特別職報酬等審議会は、地方自治法に基づき、大川市特別職報酬等審議会規則に明記されているとおり、市長が委員を任命し、市長が答申を受けるべきものであります。議会在が諮問する、先ほど申し上げますとおり議会在が直接諮問をする、そのような諮問機関はない

わけであります。議長の諮問を受けるのは、議会運営委員会だけであることは先ほど申し上げました。特に議長は、その経験者はしっかりと認識しておく必要があるようでございます。この議場をかりて、そのような意見をしっかりと述べさせていただきます。誤った論点での議会運営は、大川市議会の権能能力をも疑われかねないことになり、このような誤った論議は市民に不安を与えることにもなると思われるのであります。議員によって提案されましたこの案件を、行政執行責任者である市長にその判断を求めることこそ行政チェック機能を問われることである。そのことになぜ気づかないのか、まことに残念なことでございます。

だから、このたびの議案第31号が提案されたことを御理解いただけるはずであります。総務委員会の審査におきまして、委員皆さんに議案第31号に対しましての提案理由の説明を立証していただいたかのような、そのような委員会のお粗末な審査であったと私は確信をいたしております。そのような提案説明を皆さん方にお手伝いをいただいた、心から感謝を申し上げます。

長くなりますので、この辺にて質疑を終了させていただきます。私は、議事録の訂正は一切いたしませんので、念のためお伝えをいたしておきます。

議長（中村博満君）

では、これをもって質疑を終結いたします。（「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前 9 時 56 分 休憩

午前 10 時 30 分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。（「4番」と呼ぶ者あり）

では、ただいま討論の通告がありましたので、これを許します。

まず、11番岡秀昭君。

11番（岡 秀昭君）（登壇）

それでは、議案第31号について、反対の討論をさせていただきます。

永島議員より提案されたときに提案理由の提示がございませんでしたので、どういう趣旨

なのか、本会議初日の提案理由をお聞きした中で判断することしかできなかったという部分で、本来であれば、付託前の質疑の中でやるべきであったのかなと。ぜひ、これからは提案理由も一緒に出していただければなと。やっぱり理由がわからないとなかなか考えることもできないです。推論で物を申すわけにはいきませんので。ただ、今回の議論をお伺いしていく、委員長報告もお伺いしましたけれども、大川市特別職報酬等審議会が開催されたのは、永島議員が個人的な理由で議席を離れておられた5年の間であったというふうに思っております。1年間、私も永島議員と議席をともにする機会をいただきまして、その中でいろんな議会の中からも一般質問の中で大川市特別職報酬等審議会を開くべきじゃないかという議論もありました。

そして、昨年、1割カットという大川市特別職報酬等審議会の答申が出て、これが議案として出てくるときに、議会人として、みずからの報酬について行政側からの提案というのはおかしいのではないかと、そういう議論が議会の中であったこともまた事実であります。そういうのを含めた中で、大川市議会の総意として、1割カットの議員報酬の議案をみずから提出し、議会人としてのぎりぎりの尊厳を保ったというふうに私は理解しております。そういう中での昨年4月における1割カットであったというふうに理解しております。

皆さんいかがでしょうか。本来、一つ的手段として3割カットというのは物すごい発想かもしれない。ただ、議会人としてそれくらいの価値しか私たちはないのでしょうか。もっと誇りを持って、そして、子供たちに胸を張って市議会の議員として胸が張れる存在であるべきだろうというふうに思います。

生活を心配して、議員活動なんかできるはずありません。報酬を下げたときにどうなるかというものを考えたときに、本当に子供を育てながらでも市議会議員として、子供たちのために、みんなの市民のために、お年寄りが豊かに安心して暮らせるようなことを考えるのが、また私たちの一つの努めであろうかと思えます。そういう部分では、3割カットというふうにするよりも、反対に報酬を上げてその価値がなければ落としてくださいよと。それくらいの胸張った議員であるべきだなと僕は思います。そして、国が経済的にこれだけの借金を国が抱え、地方が抱え、本来であるならば議会費というのは一般会計の100分の1くらいしかないわけですね、実際に大川市で見ても。そして、議員報酬というのはその一部です。それからするならば0.何%の部分の議論するよりも、もっと大枠の中で大川の財政を議論する必要があるんじゃないのかなと。本末転倒で、重箱の隅をつつくような議論をするんじゃなく

て、もっと財政改革についても含めて、議員報酬も含めて、大枠として議論した中で大川はどうあるべきなのか、もうちょっと危機感を持って取り組むべきじゃないのかとか、そういうものを皆さんと一緒に議論するのが、この議場の場であると私は思っております。

そういう部分で、永島議員の今回の提案に対しては、時期尚早、反対に報酬を下げたことによって議員の手を挙げる、立候補する人が減るようなことにもなりかねない。もっと若い人が勇気を持って、そして、大川のために命がけで頑張っていて、市議会の場で頑張ろうという思いを發揮するような、そういう議会でなければならないというふうに思います。

るあるかと思えますけれども、私はそういう意味で皆さんと一緒に反対の票を投じたいというふうに思っております。いかがでしょうか。

討論を終わります。

議長（中村博満君）

次に、4番池末秀夫君。

4番（池末秀夫君）（登壇）

皆さんおはようございます。討論ということで、私は賛成の意見を述べさせていただきます。

報酬については、各議員、環境、生活が違いますので、高い、安いはあると思います。しかし、財政難の折、また民間企業ベースで考えたとき、また市民の声、アンケートをこれは私ももらいましたけど、こういったものにも出ていますように、一部の声ではあるでしょうけれども、多過ぎるという声があるのも事実であります。

私は市民の意見を尊重し、賛成をいたしました。常に私も自分自身と戦っております。

以上です。

議長（中村博満君）

これをもって討論を終結し、これから採決をいたします。

まず、議案第26号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成23年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する総務委員長の報告は否決であります。

したがって、原案について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数と認めます。よって、本案は否決されました。

次に、建設委員会に付託しておりました議案第27号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について外2件を一括議題といたします。

これから、建設委員会における審査の経過並びに結果について、建設委員長の報告を求めます。建設委員長、川野栄美子君。

建設委員長（川野栄美子君）（登壇）

私は、建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第27号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第27号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は公益法人制度改革に伴う組織の名称変更のため、「社団法人日本下水道協会福岡県支部」が「福岡県下水道協会」になることを受けて、条例の改正を行うものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第29号 市道路線の廃止について及び議案第30号 市道路線の認定について、御報告申し上げます。

議案書に記載されているとおり、今回の市道路線の廃止は中古賀地区の1路線、認定は向

島地区の1路線です。

説明によりますと、廃止路線は、三又校区の川端通り地区で、中古賀運動広場の少し南側の川端通りバス停交差点付近から南へ170メートルほど行ったところにあり、延長約9メートル、幅員は1.5メートルです。当該路線は行きどまりの市道で、隣接者はすべて同じ地権者であり、この方以外に利用者はいない状況です。今回、この地権者から払い下げの申請があっており、市としても一般市民の利用がなく市道としての必要性もないことから、路線の廃止を行うものです。

また、認定路線は、大川校区向島上野で、大川市清掃センターから南に300メートルほど行った交差点から西側に入った市道に接続する路線であり、延長は約34メートル、幅員は約6メートル、北側に道路側溝があります。住宅開発によりつくられた道路で、市道認定条件を満たしているため、今回寄附を受け、認定を行うものです。

委員会としましては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い審査を進めたところでありますが、特段の異論もなく、採決の結果、両議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、私の報告を終わります。

議長（中村博満君）

建設委員長の報告は終わりました。

これから、建設委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第27号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、閉会中の所管事項継続調査の件を議題といたします。

この件につきましては、議会運営委員長から議会の運営に関する事項及び議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について、次の定例会まで閉会中の継続調査の申し出が
あっております。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

3番古賀龍彦君、4番池末秀夫君、以上2名を指名いたします。

以上で、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申し出がおりますので、この際お願いいたします。市長。

市長（植木光治君）

ただいま議長からお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提案をいたしました議案は10件でしたが、議員各位には慎重に御審議の上、全議案とも御議決いただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

また、審議の過程において議員の皆様から賜りました貴重な御意見、御助言等につきましては、十分に尊重しながら、今後の市政運営の中で反映させてまいりたいと考えております。

今後とも議員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（中村博満君）

これにて、平成23年第3回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時48分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 中村 博満

大川市議会議員 古賀 龍彦

大川市議会議員 池末 秀夫